

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条及び同施行規則第9条の規定に基づき、入会金及び会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 正会員（アクティブ会員を除く。以下同じ。）は、次の入会金を納入しなければならない。

(1)医療情報を開示する施設の正会員

施設の病床数	入会金	
	ID-Link 又は HumanBridge 利用	小規模医療機関情報送出システム利用
200床未満	900,000円	150,000円
200～299床	1,000,000円	
300床以上	1,100,000円	

注1) 入会金は、初期設定費（VPNルータ1台及び動作試験完了までの費用）を含むが、施設内ネットワークの整備やゲートウェイハブの設置、SS-MIXストレージの導入、データアップロード用設備の設置などに要する費用は含まない。

注2) VPNルータを設置しない場合は、上記入会金を、ID-Link 又は HumanBridge を利用する施設にあつては700,000円、小規模医療機関情報送出システムを利用する施設にあつては50,000円減額する。

注3) 医療情報を閲覧する施設が新たに小規模医療機関情報送出システムを利用して医療情報を開示しようとする場合は、上記入会金は徴収しない。

(2) 医療情報を閲覧する施設の正会員

VPN 設置区分	入会金
ハードVPN	150,000円
ソフトVPN	120,000円

注1) 入会金は、初期設定費（VPNルータ1台又はソフトウェアライセンス及び動作試験完了までの費用）を含むが、施設内ネットワークの整備やVPNルータの追加設置などに要する費用は含まない。

注2) VPNルータ又はソフトウェアを追加する場合は、上記入会金に追加に係る実費相当額を加える。

注3) 閲覧用のVPNルータ又はソフトウェアを設置しない場合は、上記入会金を100,000円とする。

2 医療情報を開示及び閲覧する施設の正会員は、前項第1号及び第2号に定める入会金を納入しなければならない。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、入会承認の日の属する月の翌月末までに納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 医療情報を開示する施設の正会員

施設の病床数	会費（月額）		
	ID-Link 又は HumanBridge 利用	小規模医療機関情報送出システム利用	
		電子カルテ、画像情報を共有	レセコン情報のみを共有
20 床未満	41,000 円	3,000 円	0 円
20～49 床		10,000 円	
50～99 床		20,000 円	
100～149 床		30,000 円	
150～199 床		41,000 円	
200～299 床	72,500 円	72,500 円	
300 床以上	104,000 円	104,000 円	

注) インターネット回線の利用料などは含まない。

(2) 医療情報を閲覧する施設の正会員

会費（月額）	備 考
5,000 円	VPN ルータ又はソフトウェアを追加する場合は、左記金額に VPN ルータ 1 台又はソフトウェア 1 ライセンス当たり月額 500 円を加えた額とする。

注) インターネット回線の利用料やウイルス対策費（税抜 300 円）などは含まない。

(3) 準会員

会費（月額）
1,500 円

(4) アクティブ会員

会費（月額）
1,500 円

(5) 賛助会員

区 分	会費（月額）
個 人	1,000 円
法 人	20,000 円

- 2 医療情報を開示及び閲覧する施設の正会員の会費は、前項第 1 号に定める額に同項第 2 号に定める額を加えた額とする。
- 3 医療情報を開示及び閲覧する施設の準会員の会費は、第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、免除する。

(会費の納期)

- 第 5 条 正会員は、毎年度、当該施設の会員の 12 月分の会費をまとめて 5 月末までに納入しなければならない。
- 2 年度の中途に入会した会員の会費は、入会した月の翌月から課すものとし、当該年度末までの会費を一括して指定の期日までに納入しなければならない。

- 3 アクティブ会員の会費は、当該会員として登録された翌月から課すものとし、当該年度末までの会費を一括して指定の期日までに納入しなければならない。ただし、既に準会員として当該年度の会費を納入済みの場合は、この限りでない。

(会費の返還等)

第6条 会員が退会したときは、退会届を受理した日の属する月の翌月から当該年度末までの既納の会費を返還するものとする。ただし、既納の入会金は返還しない。

(入会金及び会費の特例)

第7条 正会員の退会に伴い、当該施設から後継として入会した正会員の入会金及びその年度の会費は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 退会した正会員（以下「前正会員」という。）が入会金及び会費を納入済みの場合は免除する。この場合、前条本文の規定は適用しない。
- (2) 前正会員が入会金及び会費の全部又は一部を未納の場合は、当該未納額に相当する額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年12月9日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の正会員の入会金は、第2条第1項第1号中「900,000円」を「200,000円」に、「1,000,000円」を「300,000円」に、「1,100,000円」を「400,000円」に、また、第2号中「150,000円」及び「120,000円」を「100,000円」にそれぞれ読み替えて適用する。
- 3 この法人の設立初年度の会費は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 医療情報を開示する施設の正会員 免除
 - (2) 医療情報を閲覧する施設の正会員 月額1,000円
 - (3) 準会員 免除
 - (4) アクティブ会員 免除
 - (5) 賛助会員 免除
 - (6) 医療情報を開示及び閲覧する施設の正会員 月額1,000円
- 4 この規程は、平成26年6月21日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年6月20日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年6月28日から施行する。
- 7 この規程は、平成30年6月21日から施行する。